

特別養護老人ホーム ニューフジホーム 契約書別紙

1 サービスの内容

(1) 居室

多床室になります。

(2) 食事

食事は、利用者にとって楽しみの一つでもあり、また、健康維持にかかすことはできません。そこで、利用者ひとり一人にあった個別の栄養ケア計画に基づいた食事をご提供します。

原則は食堂になります。

朝食 7:20～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

(3) 入浴

① 安全、安楽を基本に身体機能に合わせた介護で、週に2回以上入浴していただけます。

② 発熱等の理由により入浴できない場合は、着衣の交換およびタオルの全身清拭となる場合があります。また必要に応じて清拭を行います。

(4) 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

(着替え・排泄介助・食事等の介助、体位変換、シーツ交換、施設内の移動等)

(5) 機能訓練

① 生活レベルの維持、回復に向けたリハビリテーションを提供します。

② 利用者の身体的機能を専門的に評価し、体調を考慮しながら、個別のプログラムに沿った個別訓練やグループ訓練を行います。

(6) 生活相談

生活相談員が生活上の要望や希望を伺い、相談援助を行います。

(7) 健康管理と医療

当施設では、通常健康チェックの他、年1回の健康診断、インフルエンザ予防接種等を行います。日程については、別途ご連絡します。また診察室において診察や健康相談サービスを受けることができます。

(8) 生活支援

① 行政手続き代行

・行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は生活相談員にお申し出下さい。ただし、手続きに係る経費はお支払いただきます。

② 日常費用の支払い代行

・日常生活における諸費用の支払代金を申し込むことができます。

③ 年金・通帳等の管理

・年金や通帳等、金品に関する管理を申し込むことができます。

④ 食事の相談

・当施設では、通常の食事以外(出前食・外食等)のご相談に応じております。費用は自己負担となります。

⑤ ホーム喫茶

・利用者自身が好みによりメニューを注文し、その代金を自分で支払っていただくことで、喫茶店らしさを演出し、憩いの一時をお過ごしいただけるよう提供します。

⑥ 誕生会

・毎月1回昼食時等を利用し、その月の誕生者のお祝いをさせていただきます。

⑦ 日用品購入代行サービス

- ・利用者またはご家族のご希望により、日用品の購入代行サービスを行います。ただし、費用は自己負担となります。

⑧ 理美容サービス

- ・当施設では理美容サービスを行っております。費用は自己負担となります。ご希望の場合は、予めお申し出ください。

⑨ 散歩・外出

- ・散歩や買い物等、近隣への外出付き添いサービスを行います。

⑩ 行事

- ・季節に応じた行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

2 介護保険が定める法定料金(サービス単位が1単位＝10.54円となります)【1日概算】

(1) 基本サービス 多床室 (令和6年4月1日～)

介護認定	単位数 (1日につき)	自己負担分 1割 (1日につき)	自己負担分 2割 (1日につき)	自己負担分 3割 (1日につき)
要介護1	589	621円	1,242円	1,863円
要介護2	659	695円	1,389円	2,084円
要介護3	732	772円	1,543円	2,315円
要介護4	802	846円	1,691円	2,536円
要介護5	871	918円	1,836円	2,754円

(2) 加算料金 (サービス単位が1単位＝10.54円となります)

加算名	単位数	算定要件
外泊時費用	246単位／日 (月6日を限度)	入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合。
初期加算	30単位／日	入所日から起算して30日間であること。 ※過去3か月間にその施設に入所したことがない場合に限る(日常生活自立度ランクⅢ以上の場合は過去1か月間)。
在宅サービスを利用したときの費用	560単位／日	入所者が居宅における外泊を認め、利用者が施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として、所定単位数にかえて算定可能。
退所前訪問相談援助加算	460単位／回	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入所者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合、入所中1回(入所後早期に相談援助の必要がある場合は2回)を限度として算定すること。
退所後訪問相談援助加算	460単位／回	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、退所後1回を限度として算定すること。
退所時相談援助加算	400単位／回(1人につき1回を限度)	・退所時に、入所者・家族等に対し、退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合。 ・退所日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文書により提供した場合。
退所前連携加算	500単位／回(1人につき1回を限度)	退所に先立って、入所者が希望する居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合。

栄養マネジメント強化 加算	11単位／日	・常勤の管理栄養士を1名(入所者50名につき)配置すること。 ・低栄養リスクが「高」の入所者に医師、看護師、管理栄養士等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、個別の栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施していること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
再入所時栄養連携加算	200単位／回	・入所者が医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の栄養食事指導に同席し、お互いの管理栄養士で相談し栄養ケア計画の原案を作成し、施設へ再入所した場合、1回に限り算定できる。 ・特別食(※)等を必要とする入所者を対象に加える。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)
退所時栄養情報 連携加算	70単位／回	・対象者は特別食(※)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位／日	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置し、職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位／日	・認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置していること。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
認知症チームケア 推進加算(Ⅰ)	150単位／月	①入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症入所者の占める割合が2分の1以上であること。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修や予防等に資するケアプログラムを含んだ研修等を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

認知症チームケア 推進加算(Ⅱ)	120単位／月	・(Ⅰ)の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位／日	・認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護福祉施設サービスを行った場合。 ・入所日から起算して7日を算定の限度とすること。
看護体制加算(Ⅰ)	4単位／日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)	8単位／日	基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されていること。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13単位／日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。＊見守り機器を入所者の10%以上で設置している場合は、最低基準を0.9人以上上回れば算定可能。(見守り機器を100%設置した場合は最低基準0.8人以上で算定可能)
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16単位／日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。夜勤時間帯を通して、看護職員が喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。＊見守り機器を入所者の10%以上に設置している場合は、最低基準を0.9人以上上回れば算定可能。(見守り機器を100%設置した場合は最低基準0.8人以上で算定可能)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位／日	専従の機能訓練指導員を1名以上(入所者100人につき)配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施していること。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位／月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位／月	・個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位／月	リハビリを実施している医療提供施設等の理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位／月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位／月。	・リハビリを実施している医療提供施設等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該施設を訪問し、職員と共同で個別機能訓練計画を作成すること。 ・機能訓練指導員、その他職種が協働して当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30 単位／月	・入所者等の総数が 10 人以上であること。利用開始の翌月から起算して 6 か月において、バーセル指数を適切に評価できる者がADLを測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出すること。 ・利用開始の翌月から起算して 6 か月目に測定したADL値と、初月のADL値から導き出した調整済ADL利得の平均値が 1 以上であること。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60 単位／月	ADL維持等加算(Ⅰ)の要件に加え、調整済ADL利得の平均値が 2 以上であること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位／月	①排せつに介護を要する利用者で、排せつにかかる要介護状態を軽減できると医師・看護師が施設入所時等に評価し、少なくとも 3 か月に 1 回評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出するとともに情報等を活用していること。 ②①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師等が共同して排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し継続的な支援をすること。(支援計画は 3 か月に1回見直しを行う)
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 単位／月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしており、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた入所者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 単位／月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしており、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が見られず、更におむつ使用ありから使用なしに改善していること。又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた入所者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位／月	①入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡発症リスクについて入所時に評価し、その後少なくとも 3 か月に 1 回評価を行い、その結果を提出し当該情報等を活用すること。 ②①の確認の結果、褥瘡が認められ、又は①の評価の結果、リスクがある入所者に関連職種の者が共同し、入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成。その評価に基づき、褥瘡管理を実施し、少なくとも3か月に1回計画を見直すこと。 ③褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その内容や入所者ごとの状態について定期的に記録していること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位／月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。

若年性認知症入所者 受入加算	120単位／日	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。
専従の常勤医師を配置している場合	25単位／日	専従の医師を1名以上(入所者100人につき)、常勤で配置していること。
配置医師緊急時対応 加算	325単位/回 (配置医師の通常の勤務時間外の場合。 早朝・夜間及び深夜を除く) 650単位／回 (早朝・夜間の場合) 1,300単位／回 (深夜の場合)	入所者への緊急時の注意事項や病状等について、連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて配置医師との間で具体的な取り決めがなされていること。 複数名の配置医師をおいていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、24時間対応できる体制を確保していること等
特別通院送迎加算	594単位/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。
協力医療機関 連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。	
	令和7年3月31日まで 100単位/月	協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 (協力医療機関の要件) ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
	令和7年4月1日から 50単位/月	②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
	5単位/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合
退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退所する入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	・指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発症時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

新興感染症等 施設療養費	240単位/日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	5単位/日	認知症入所者が全体の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が、月に2回以上行われていること。
看取り介護加算(Ⅰ)	72 単位/日 (死亡日以前 31～45 日)	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。 ※看取りに関する協議の参加者として、生活相談員を明記する。
	144 単位/日 (死亡日以前 4～30 日)	
	680 単位/日 (死亡日前日及び前々日)	
	1, 280 単位/日 (死亡日)	
看取り介護加算(Ⅱ)	72 単位/日(死亡日以前 31～45 日)	「配置医師緊急時対応加算」における要件のうち、①～④に示した医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際看取った場合。 ①入所者に対する緊急時の対応や診察のタイミングなどについて、配置医師と施設の間で具体的な取り決めがなされていること。 ②複数名の配置医師をおいている事、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保していること。 ③上記の内容につき、届け出を行っていること。 ④看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。 ※看取りに関する協議の参加者として、生活相談員を明記する。
	144 単位/日(死亡日以前 4～30 日)	
	780 単位/日(死亡日前日及び前々日)	
	1, 580 単位/日 (死亡日)	
日常生活継続支援加算	36単位/日 (従来型)	・次の①から③までのいずれかを満たすこと。 ①算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 ②算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。 ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 ・入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置。(ICTの活用や安全体制の確保が一定以上図られている場合には、入所者と介護福祉士の割合を7:1とする)
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に医師又は歯科医師の指示の元、他職種が協働して食事の観察・会議を行い入所者毎に経口維持計画を作成している。同時に管理栄養師等が栄養管理を医師又は歯科医師の指示で行った場合。

経口維持加算(Ⅱ)	100単位／月	協力歯科医療機関を定め、(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合。
経口移行加算	28単位／日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、助言・指導を行うこと。介護職員からの口腔に関する相談に必要なに応じ対応すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位／月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	6単位／回	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。＊1日につき3回を限度。
安全対策体制加算	20単位／回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 ※入所時に1回を限度として算定。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位／月	①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。(科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、疾病情報等も加えて提出)。LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、①の基本情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位／月	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位／月	・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位／月	・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	6単位/日	・看護、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。 ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。 ・介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
介護職員等処遇改善 加算	介護職員等の確保に向けて、処遇改善や収入を引き上げる措置を講じるために、基準に適合した事業所について算定されます。	

※ 実際の料金は月ごとに合算して計算するため、端数等に若干の差が出る場合があります。

※ 介護保険に関する料金(法定料金)について、記載していない項目に関しては、法令に基づく介護報酬基準額に準じるものとします。

3 その他の所定料金

(1) 食費・居住費

食費(1～3段階)	1,445円/日
食費(4段階)	1,850円/日
居住費(多床室)	915円/日

(2) 食費・居住費については「介護保険負担限度額申請」により所得に応じ以下の軽減制度を利用できます。申請はご入所前の住所地の区市町村窓口で行ないます。

所得段階	食 費	居 住 費 (多床室)
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円
その他(第4段階)	1,850円	915円

※ 利用者が入院、外泊期間中において居室が当該利用者のために確保されているような場合は、原則として、補足給付が支給されている場合を除いて法令に定められた自己負担分があります。

※ このほか「高額介護サービス費用」申請を行うことで基準額を超えた費用が還付される制度もあります。詳しくはお住まいの区市町村までお問合せください。

(3) その他

① 個別サービス利用料(選択)

内容	金額
提供記録の複写物	1枚10円
通帳管理費	100円/日
特別なお食事(お楽しみ食・おせち料理)	1,300円/日
長期入院中の居住費	負担限度額認定証記載額
すし・そば打ち等(外部委託)	実費
喫茶代	
予防接種費用	
理美容代	
外出泊費用	
嗜好品代	
教養娯楽等に係る材料費	
その他外部サービス利用費用	

② 個人電化製品使用料(選択)

電気代	60円／日
-----	-------

③ 個人用日用品(選択)

内容	金額	これらの日用品はご希望により左記金額にて購入することができます。
歯ブラシ	120円／本	
歯磨き粉	450円／本	
舌ブラシ	230円／1本	
義歯洗浄剤	550円／1箱	
個人用ティッシュペーパー	120円／個	

日用品費用(選択)

内容	日額	備考
1、日用品セット(2～8)	100円	1日
2、個人用ティッシュペーパー	10円	
3、選べるシャンプー(薬用シャンプー含)・リンス	20円	
4、うるおいボディソープ	10円	
5、化粧水(クリーム・オイル)	10円	
6、個人用歯ブラシ・舌ブラシ	20円	
7、歯磨き粉・義歯洗浄剤	30円	
8、カミソリ、替え刃	10円	

トータルセット

A セット	日用品セット+電化製品使用量	月額 3,900円
B セット	日用品セット	月額 2,400円

※トータルセットをご希望の場合で外泊(入院)された場合は、在園期間分のみを算定いたします。(この場合はA セット150円／日、B セット100円／日で算定します。)

4 相談・要望・苦情等窓口

連絡先	042-544-5291 (通常は9時～17時)
担当者	生活相談員

私は、契約書および本書面により、事業者から上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

事業者〈住 所〉 東京都昭島市中神町1260番地
〈事業者名〉 社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 東京都同胞援護会
〈代表者名〉 特別養護老人ホーム ニューフジホーム
園 長 浅 見 友 博

利用者〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人〈住 所〉

〈氏 名〉

